

第7回熟議『学校選択制』議事内容（平成24年8月2日）Bグループ 全文

事務局

前回Aグループで議論をしました校区図ですけれども、北区や中央区の校区図です、例えば、扇町小学校の校区というのは、これだけあるんですよ。（校区図を広げる）

委員

これは合併してるんですか？

事務局

そうですね。

委員

西天満小学校の校区は、小さいんですか？

委員

西天満は結構、、、

事務局

扇町小は、こうなっている、、、

委員

ここまでですか？

事務局

そうです。そこまでです。

委員

住んでないのと違うの

委員

あー、人がいないんですか。

委員

あんまりいない、人が住んでいるイメージはないですね。

事務局

元々、この梅田東小学校とか、済美小学校、北天満小学校ですかね、これを統合して
って、こういうような中で、

委員

ここも結構、距離がありますよね。ここに住んでいたら、たいへんですよ。

委員

この辺の子は、西船場小学校に通うことも出来るんですよ。

事務局

調整区域です。

委員

私、この学校ですけれども、ここから通っている子どもさんはいます。

委員

そうですか。結構、離れていますよね。

委員

一駅は乗りますね。電車でしか。

事務局

学校は、天満駅の近くですからね、扇町小学校は、扇町公園の、、はい、だからここら
辺にお住まいの方は、市営バスの無料パスを持っていて、バスで近くまで来てという、、

委員

ここから歩いて、時間的にどれくらいかかるのですか？

委員

30分くらいですかね。

委員

だから、ここが西船場小学校ですから、ここに住んでいる子は、もうここへ、、、ただ、
ここに住んでいて、こっちへ来ている子どももいます。

委員

実際には、両方に行っているわけですね。

委員

同じマンションでもここに通っている子と、こっちに通っている子、、

委員

それは、保護者が決めるんですか？それか、その地域は、その学校に行くが決まっているんですか？

事務局

指定校は、扇町小なんですけど、希望すれば、西天満小も行けるという調整区域を決めているんですね。

委員

もし、隣同士でも、こっちの小学校へとか、、そうですか、分かりました。

委員

それだけの距離、離れていても、その学校へ行きたいという子はいらっしゃるのでしょうかね？

事務局

そうですね、います。

委員

それは、親の希望なのでしょうね。

事務局

扇町小に通っている子もいてないことはないです。でも、少ないですよ、やっぱり一人か、、そのぐらいです。こっちからここまで通っているのは。

委員

出来たばかりで、もうドラマに出てきそうな、学校ですものねえ、廊下も。

委員

でも子どもの安全面を考えたら、親としては当然近いところに通わせるべきでしょうね。小学校の間は、特に。

委員

高学年だったらまだしも、低学年でこの距離はやっぱり、、、

事務局

バスに乗ってということに、、

委員

ここは、西区になりますから、ここ北区ですから、、区を跨いで調整区域になっている地域は、ここだけしかないんですよ。

委員

ブロック化になったら、どこのブロックになるかによって、学校区が、逆に言うたら無茶苦茶になりますわな。物凄く影響は大きいと思いますね。

事務局

どうなるのか分かりませんが、、

委員

ブロック化というのは合区のことですか？

委員

合区のことです。

事務局

そういう地域的な事情があれば、特別に何か考えないといけないのでは

委員

成り立たないようになってきますわな。

委員

浪速区も日吉小学校と跨いでいますよね。

事務局

あれは、調整区域ではなくて、校区として跨いでいる、、、

委員

校区として指定されているからね、、

委員

北区が西区がくっ付けばね、合区になれば当然、通いやすくなるんですけど、北区は別となれば、それは全然考え方が違うようになってきますでしょう、と私は思いますけど。

それが難しいと思いますな。

事務局

その場合でも、指定外というか区域外というか、就学を認める地域として考えていくのかがあると思いますけど。

委員

一つの連合に一つの小学校、、

事務局

はい

委員

地域がもの凄くつながりが強いのでしょうかねえ、、

事務局

そういう反面、凄く近いところに、いくつもの小学校があるのと、全体的に少子化の中で、小規模化、、特に西の方ですね、小規模化している学校は多いかと、、

委員

小学校は何校ですか？多いですね。

事務局

19校でしたかね、、

委員

マルが中学校ですか？

事務局

マルが中学校です

委員

ここを突っ切って、あそこの中学校に行くということですよね？

事務局

そうですね、市域がこうなっていますので、

委員

この辺は、布施とかですよね、多分。

事務局

そうですねえ、だから通学路はここを通るんでしょうねえ、多分。

委員

この辺の知り合いの人が、この小学校へ行っていたと聞いたことがある、、、

事務局

そうですねえ、一つ校区を経て中学、新生野中学校に行くということになっているということですね。鶴橋中は、小学校区としたら鶴橋小校区と。この校区が鶴橋小の校区なので、校区の中に中学校がないということになりますね。はい。

委員

平野区もこんな、、、逆にここらへんの東大阪市の人は、ここの中学校が近いということになりますよね？

事務局

旭区では、守口市のお子さんが旭区の太子橋小学校に、大きな幹線が通っている関係で、区域外で来られていますけれども、そういった、鶴見にも若干ありますし、門真市の子が来ているということもあるんですけど、、、

委員

平野区の図を見せてもらっていいですか？

ここに中野中学ってあるんですけど、ものすごくひっついたところにあって、それなのに違う校区、ここここかな。ここに来ているんです。だからやっぱりここの校区の中に、、、ここの中学校、、、何かややこしいんですけど。

委員

なるほど、そういう配慮をなされずに作ったのかな、、、これは、、

委員

ちょっとこの辺の校区の端っこから、ここら辺に来るのは、やっぱり結構、距離がありますよねえ。ここに小学校があって、ここの校区の方は、ここの前とかにあるんやけど、小学校、この辺に行っているんですよ。逆にうちとかがこの辺の学校とかには、先ず行くこととかないので、本当に行った事もない土地もあるので、この辺までは、まだ行ったりするんですけども、この辺だと見たこともないという感じで、違う区で感じて、子どもと行ったことないなあみたいなの、そんな感じ、、、

委員

平野区は合併したんですね、で、広くなったんですね。そうでしたかな？

委員

いや、違います、分区をしたんですよ、ここは東住吉区で、ただこの辺、もう本当に田んぼしかなかったから、何もなかった頃なので。

委員

もともと東住吉に近い人はこっちの方が、、

委員

この辺は昔からまだ栄えていたというか、この辺は谷町線が出来て、ここ 20～30 年くらいで開発されたところなので、この辺もやっぱり問題だと思うんです。大和川という川があって、ここの学校もここですよええ、大和川渡って、ここも多分問題やと思います。大和川は、すごく大変なんですよ、ここ、、

委員

ここに橋ありますよね、ここを超えていかないとダメですから、、

委員

ここが結構広いので、子どもにしたら大変だ、、

委員

長いですよええ、

委員

長いです。長いです。だからこの辺もちょっと問題かなって個人的には。
逆にこの松原市の学校とかに行けた方が子どもは行きやすいとは思いますが。

委員

大阪市 24 区といっても全然違いますねえ、事情が。

委員

こういう場所のお子さんのことを考えると、、

委員

人が住んでいるのかと聞いたことがあって、「いるよ」とか言うて、大和川を渡っている
よとか言うて、それは、大変だなあとか言うて、、

委員

ここは？

委員

ここ、もう松原市です。

委員

これは、飛び地になっている。

事務局

まあ、ここは、このエリアでしか考えられないのかなって、、平林小の校区は、こんなに広い、、ここも無料の市営交通の乗車証が出ている地域ではあるんですけど、

委員

立地の条件が、随分影響しますねえ、区割りをするにしてもねえ

委員

区割りがあって、学校が出来たのではないから、、

委員

結局、学校が避難場所に指定されているなかで、あまり距離が長かった場合、帰宅の問題がものすごくやっぱり出てくる可能性が高いので、その辺も配慮しないといけないと思

いますけれど。特にこういうところは大変だなと思いますね。

ファシリテーター

それでは、地図を見せて頂きましたら、24 区のそれぞれの固有の問題を持ちながら、学校選択制度の問題を深めていかなきゃなんらんと、ある意味では非常に難しい問題であることを改めて感じた次第です。

前回までの議論は、まとめでご覧頂きたいんですけども、資料 4－1 を見ていただきたいと思います。その資料の 4－1 の、ページで言いますと、5 ページですけども、この学校選択についての議論を深めていくために、資料の 4－1 の 5 ページにございますように、学校選択制度のメリットと書いていますが、課題も含めまして、少し議論を深めてまいりたいと思っております。

今日、事務局の方から説明されました、資料 4－2 についてですが、既に事務局から丁寧な説明がありましたし、それからご質問もできましたので、ファシリテーターとしまして、議論の整理というか、分かりやすくするために、指定外就学、あるいは指定校の変更等についての項目といたしましょうか、根拠法令だとか、あるいは条件だとか、決定者云々のことも、それから学校選択制なった場合に、これも先程議論ができましたように、まだ学校選択制度そのものも、実際に東京で行っている場合でも、区によって違いということですので、細かな点では、例えば許可条件等もそうでしょうし、それから対象者のことも、それぞれ違うということもありましたので、一応分かりやすくするために、このように考えられるかということであったわけです。

この資料を用意したのは、例えば、この B グループでも学校選択制をいきなり導入しなくても、本市の指定外の就学の条件を一定緩和をしたり、あるいは、新たに加えることによって、実際は対応できるのではないのかというご意見がありましたので、現在、行っている指定外の就学制度と、それから学校選択制を対比した場合にこういうような違いが考えられるということで、事務局の方をお願いをしまして、整理をしたというわけです。

議論としましては、前回、この障がいのある子どもたちの就学についての議論もございましたし、それから先程、地図でいろいろとご意見を出して頂きましたように、区によってかなり個別の問題もあるということでございますので、今回は、この B グループとしては、資料 4－1 の 5 ページ以降の課題について、もう少し議論を深めていただきたいと思います。

委員

学校選択制のメリットですか

ファシリテーター

メリット及び課題ということでございます。

委員

あの、ちょっと話をさしてもらいます。資料４－２で、ここまで教育委員会事務局の方で指定外就学と学校選択制の対比ということで、相違点ということで出して頂いて、これでだいぶ議論がしやすくなったということもあります。逆に言えば、こういう指定外就学の事細かい状況が分かるに従って、学校選択制のメリットが何か、逆に言うたら浮き彫りにされると私は思っているんですわ。だから、あえて学校選択制が一つの手法としてあるのですけれども、あまりメリットとしてとりあげるものが少ないのかなとは思っています。他都市の事例で、様々な、特色ある学校づくりとか、そういう保護者が学校に関心を持つとか、活性化が図られるとか、開かれた学校づくりということですから、その辺があくまでもこういった相違点が指定外就学と学校選択制との相違点を見るにつけて、あまりどうなのかなという感じがしないでもないです。だから、やはり資料４－２のなかで、事務局の方から説明ありましたように、文部科学省の定める通学区域の弾力化が認められる事由として、大阪市教育委員会は、いじめへの対応として平成９年から認めているということですけども、②と③については認めていないということがありまして、今までの議論の中でもですね、様々なありましたように、通学の利便性とかの地理的な状況での緩和とか、部活動等の学校独自の活動が認められるようになれば、もう少し学校選択制についてのメリット・デメリットについて、はっきり分かってくるのではないかと思います。

だからこういう資料が、当初から学校教育フォーラムにおいても出していただければ、もう少し市民、あるいは区民の方の判断材料になるのかなと思っています。今まで、ファシリテーターの先生方の、教育委員会が出して頂いたんですけど、こういった資料が本来、もう少し前にあれば、もう少し話がより分かりやすく見えてくるかなと思っていましたけれども。

ファシリテーター

資料４－３につきまして、今、配られましたけれども、他都市の指定外就学の基準でございます。大阪市の場合は４３ページにあります。これが、現行の基準ですので、これに従って、先程の指定外就学の条件というのが規定されていて、これに基づいて適用される、あるいはされないということになっております。

最初の頃の熟議で、他都市との比較で、比較的大阪市の場合には指定外就学の基準が厳しいんでしょうか、割と認められるケースが少ないといえますか、マルでならんでいましたけど、そういうことで、先程のご意見でいいますと、これをもう少し拡大をしたり、緩和をすることによって、学校選択で言われているような議論が、一定受けられるのではないかなというお話でしょうか。

委員

保護者の側として、学校選択制というのは、非常に自由に選択させてもらえるという大きなメリットがありますね。で、仰るように指定外就学の許可基準が緩和されて、今、親が考えている指定外就学を希望する事由について、カバーできるのであれば、許可基準を緩和することによって幅が広がることを行われるならば、あえて学校選択制だとうたわないでも、実際にはそれでカバーされてしまうような気はするんですけど、少なくとも現行の基準を基にするならば、親としては学校選択制による自由度が上がるということを大きなメリットだなあというふうに感じておりますけどね。

この表のなかでも許可条件というところが大きなポイントだと思うんですが、ここで学校選択制の方は、許可条件はないよということになるわけで、そうするとここで、親は子どもが希望して、親が希望して、そういう相手先があるならば、そちらの方へ希望したいということが自由にできる。片や指定外就学というのは、ある一定の許可基準に該当する子どもでなければ、指定外就学の希望すら出せないということなので、その辺が大きな違いかなというふうに思いますね。

ファシリテーター

ただこの一覧表は表にしますと、まあ「なし」となっていますが、先程、委員からも出ましたようにね、実際的には学校選択をやっている区や市にあっても全くのフリーだというようなことはありませんよね。あくまでも、これは例えば、本市でも今、議論になっていますように、通学区というものを前提にやっているのがほとんどですので、そういう点でいえば、「なし」というのは、実際には、なしではないわけですね。東京でも通学区というようなものを前提にやっているというのがほとんどですので、そういうこと考えますと、「なし」となりますと全くのフリーみたいな印象を与えてしまいますけども、そういうことではないわけで、どうしても一覧表を出しますと、こう書くのが一般的になるんですけど、実際には、決して全くフリーという意味の「なし」ではないので、お分かりかとは思いますがね。

委員

ちょっと私の理解と違うかもしれないですが、学校選択制というのは、この許可条件がないというのが大前提だと思うんですよ。それは、なぜかというと、隣接の場合にも、隣接ということであるならばその隣の区域によって、現在の学校より遠くても隣接区域を選ぶという自由が与えられる。学校選択制の場合には、ただそれが、今の現行の学校よりも近いということだけが、学校選択制で手を上げられる条件だということはどうもわかっていないはずなので、学校選択制を取り入れるならば、そういう子はほとんどいないでしょうけれども、現行の学校より遠くなっても隣接の学校を選びたいという事も出てくるかもしれ

ないので、そのあたりは現在の指定外就学に関する許可条件とは、捉え方が違うような気がするんですけど。条件は、私の理解ではここに書いてあるとおりの「なし」という理解が学校選択制の大きな点ではないかなと思っているんですが、そこで条件があるならば、敢えて学校選択制にしなくても、現在の指定外就学のことと何ら変わらないと思うんですが、どうでしょうか。

委員

学校選択制にするなら全くのフリーでないと意味がないということですね。

委員

そうですね、条件としては隣接だとかブロック制だとかそういう条件はあるかもしれないけども、選択をするということについては、それ以外の条件は、ないんじゃないかなと思うんですけど。親側の自由な判断で選べるというのが、本来の学校選択制の狙いではないかなというふうに思うんですけど。そこに、いわゆる距離が何キロ以内じゃないといけないとか、隣接だったら現行の学校よりも近くないといけないとか、きょうだいが行っているからとか、そういう条件を付加するのならば、現在の指定外就学の運用を弾力化するということが全然変わりはなくなってしまう。学校選択制を導入しようということならば、やはりそこには保護者側、子ども側の自由度がもっと認められないと意味がないんじゃないかと。期待する側からするとね。

委員

今のお話は理論的にはそうだと思うんですよ。それから考えると、この事由以外に、あえて選択をする、他の理由というのが、ひょっとすると、選択という言葉の裏返しで、忌避する。これまでやったらここに行く決められていて、いろいろあるけれども行っていたけれど、それを忌避するというのが選択制の裏返しだなということに、結果、なるのかなとは思いますがね。それをこれまでは大阪市は、それは、そうではないでしょということで適正就学ということでやってきて、だから、やはり仰るとおりだと思うんですが、それは、考え方としては理論的にはそうだと思うんですが、それはそこに踏み込む、実際のところで、どれぐらいそういうことする人がいるかどうかは別としまして、そういうことですね。だから、今でも現実的には、場合によっては、いろいろ工夫をしてということをしているケースも多分にはないことはないと思うんです。だから、逆にこれをすれば、そういう事はなくなりますわな。

それと先程お話があった学校活性化条例の第16条に、これは条例として成立しているわけですから、ここに書いてあるのが、保護者の意見を聴取する手続きというのが、これが学校選択制を意味すると、で、及びでつながって、変更すること、これが指定外就学ということについて、教育委員会規則で定めて公表するものとする、とこうなっていますね、

条例が。ということは、この条例がとおっているということは、学校選択制ということについては、こういうふうに。それから、もう一つの指定外就学についても、手続きとか含めて、教育委員会規則で決めますよと。これは、条例があるから、それに基づいた規則は作らないといけないと。公表するとなっているので、これは、やはり両方必ずするのか、あるいはどちらかで、指定区域外就学の幅を広げることでいいのか。この条文の読み方によったら、どっちになるのかなと、ちょっと真剣に読んだら、要は必ず今までのいろいろな議論踏まえたうえで、教育委員会規則というものを定めて、公表するとなっているわけだから、学校選択制というのは必ず導入されて、なおかつ、この指定外就学の手続きについても改良してやるということは、議会でそういう認識になっていて、そういう法的な意味合いがあるのなら。

委員

ただ、これ、そうなのですけど、読み方なんですけどもね、これに関して必要な事項を教育委員会規則で定めるということですから、これを採用するのであれば、必要な事項が発生して、それについて定めるということも読み取れはするんです。だから条例で縛られて、必ずこのシステムを選択しなくてはいけないというのは、やはりちょっと越権だと思いますので、ここで、それをするための規則を定めるというふうに読めば、おそらく良いんだと思うんですよ。「に関して必要な事項」ですから。手続きを定めるということにはなっておりませんので。だから、必要があれば定めると、必要がなければ、もちろん定めようがありませんので、そこまでの規則でもない、思いたいのですけどね。だから手続きに関することだという説明できてますから、必ずこれをしなければいけないというところまでは縛られていないはずですね。

委員

この、だから今ありました、大阪市の許可基準、今 43 ページにあるのは、教育委員会規則で、

委員

規則になっていないんですよ。

委員

なっていないの？

事務局

規則ではないです。例えば、見直しをして、就学に関する規則にするのか、名称はいろいろありますけども、規則として定めていくということですね。

委員

規則はないんですよね、今は。

委員

そしたら、この各政令指定都市についての、あくまでも許可基準という形で、規則としてのものはないんですか。他の政令指定都市で。

事務局

他都市は、自治体によって様々です。規則という形で定めているところもございますし。規則の中の別表としてね。で、その別表の部分をホームページで載せているという自治体もございます。

委員

あくまでもそういう許可基準ということになると、法的に拘束されるかは別の問題であって、当然やっぱり規則として位置づけすれば、例えば、それに拘束されると思います。あくまでも許可基準という形で、一定の教育委員会の判断での基準でありまして、それをもう少し規則に格上げして、別表で定めるのが一番いいかなと思っているんですけど、個人的には。許可基準という、今、仰ったように、規則で定めて、規則の中の別表に定めている政令指定都市もあるということなので、できるだけそういうことで、教育委員会として、規則で定めるようにお願いしたいと思っておりますけれど。そうすれば、ある程度きちっとした位置づけになるのと違うかなと思いますけど。基準だから、それに該当すれば認める、該当しなければ認めない、ではなしに、規則としてきちっと別表にうたっておけばですね、ある程度、そういう裁量の余地がなく、基準に当てはめて指定外就学という形で認めやすいのではないかなと思いますけど。

ファシリテーター

いかがでしょうか。

委員

基準と規則という話ですけど、今まで大阪市が、教育委員会がされてなかったことと、あくまでもその基準ということにしておいて、ちょっと緩やかな感じで皆様方に考えていただければいいと、そういうことだったんですかね？

事務局

許可基準として決めて、公表しておりますので、その基準に照らして、しっかりと運用していくということには、変わりはないということですが、さらに明瞭化するとい

うことで、今後は、規則として定めていきたいと考えていますけれど、決して、今の仕組みだったら緩やかにということではございませんで、やっぱり基準ですので、そこに照らしてどうなのかということで判断はしているということですけど。

ファシリテーター

いずれにせよ、この活性化条例の第 16 条というのは、指定外就学の基準にしろ、あるいは学校選択制度にしろ、それを何らかの形で、いずれかの形ですね、いずれかの形で、その教育委員会規則として、今後定めて、公表しなきゃならないという解釈ですね

事務局

それを実際使うかどうかというのは、区ごとに区民の意見を踏まえて、教育委員会議にかけて決めていくという流れにはなりますけれども。

委員

16 条が修正されたということなんですけど、元のととは、どのように違うんですか？

事務局

元々は、前段の規則第 32 条第 1 項に規定する保護者の意見を聴取する手続きしなくて「及び」以降がなかったんですね。「及び規則第 33 条に規定する・・・」という部分がなかったんですけども、市会議論で、規則第 33 条に規定する小中学校の指定校の変更、本市の指定外就学ですね、その点でも、ご意見、議論がありましたんで、両方併記という形で修正が、維新、公明両会派から出ました。それで、それを書き足したという・・・

ファシリテーター

この学校活性化条例、学校選択制の問題だけでなく学校協議会等々のところでも、学校長の権限や責任が物凄く出てくるんですよ。保護者が、教員の授業評価に関わるとかね、その問題というのは、私からすると、いきなりこういうことをやっていいのかなという思いは少しします。ちょっと外れますけど。

そうしますと、先程から議論として出ております、指定外就学の条件の緩和という問題と、それから学校選択制の規定について、やはり資料 4-1 に戻りますけれど、一応 5 ページ以降のところは学校選択制度のメリットということで、今まで議論しておりましたものに、もう少しこう深めていった方がいいんじゃないかと。特に先程それぞれの区によってかなり実態が違うということで、おそらく区で決めると、区長さんが決めるとしましても、学校選択制をやっている区とやっていない区というようなまだらな状況が 24 区のなかで起こるというのは、どうなのでしょうかとこの気がどうしてもいたします。昨日の新聞報道によりますと、3 区ぐらいを一つにするということで、議論としては是非進めたいとい

うのが市長の意見でもありましたし、実際にどこの区と区を統合するのかというような事の議論が具体化すればするほど、非常に難しいことになるでしょうし、一応、私たちの議論とすれば、それらの議論を全く無視するという訳にはいきませんので、実際には学校選択制度の課題、メリットについて、議論をもう少し深めていきたいと思っております。今日は、すでに時間は過ぎているんですけど、いかがでしょうか。

先程の地図等をご覧になった上でのご意見でも構いませんし、それから活性化条例をご覧頂いた上でのご意見等はございませんでしょうか。

委員

そしたら、ここに選択制のメリットということで、他都市のことを書いて頂いておるんですが、書いてあることを基に話をさせて頂くと、まず主なメリットの中で特色ある学校づくりと書かれていますが、私は小学校ですけども、小学校の場合の特色といったら何なのかということなんですけど、当然、公教育ですから学習指導要領に基づいて、全ての子が同じような教育を、子ども達にするんだということが大前提なんですけど、小学校でいうと、例えば読書に力を入れるであるとか、音楽集会など音楽に力を入れるとかですね、あるいは、日記を継続して指導しているとか、という学習の重点をどこにおくかということが特色であるだろうし、それから、例えば1年生から6年生までの子どもたちが小集団で縦割りと言われる、そういう活動に力を入れるとかですね、そういう子どもたちの生活的なことにウエートをおいてる学校であるとか、あるいは地域に在日の方がたくさんおられて、そういう地域の特色ある活動をゲストティーチャーを来て頂いて行ったりとか、そういった町工場に見学に行くとかですね、そういう地域の特色を生かすというような、そういう事が、学校の特色ということなのかなと考えているんですね。

で、この三つめのちょぼの学校が切磋琢磨すると書いておりますけれども、切磋琢磨って一体何なのかというところで、やっぱり競争というのが、切磋琢磨のなかに出てくるんですが、やっぱり教育の中身を語る時に競争だけを重視するとですね、これは、やっぱり学校の教育としてどうなのかというところもありますのでね、そういうふうなことで考えていくと、学校選択制のメリットって何かということしていくと、そんなに特色で大きく変わることはないし、それでいくとこの開かれた学校づくりというか、学校がより細やかに情報を発信するという面では、やっぱりこれは、必要性は出てくるし、もっと今の状況であってもしなければならないということで、学校の情報発信がより細やかに出来るだろうということぐらいかなと、私自身は考えておるんです。もちろん前回からお話してはいますが、子どもの学力をつけるとか、そういうことに学校が全力を尽くすというのは、前提の下ですけどもね。で、どうすればメリットが生み出せるかということで、自治体A、B、Cという中で学校長に予算ということが出てきます。先程仰ったように、学校活性化条例でも、学校長が、こんな教育をしますということで、それについて予算をとというような話もありましたが、予算をつけるというようなことになると、必ずその効果の検証と

いうか、成果を求められますね。で、その成果が何で検証されるかという、必ず数的なものが求められてきます。ただ、学校教育のなかで数字で出てくるものというのは、かなり危ういものがある、例えば学力テストの点数であるとか、そういうことになってくる危険性があるんですが、今日やって、すぐに数字で出てくることって学校教育のなかではなかなか難しいですね。そういう面でいくと、むしろ数字で出てこないようなものが、学校教育の中でとっても大事なことなんですけども、そういうことに偏ってしまうというようなこともあるので、なかなか選択制のメリットということを語る時に難しい面があるんだろうなというふうに感じています。ですから学校がもっと細やかに情報を発信していくということに関しては、それは大事な事なんです、それ以外のことでメリットっていうことで、特色とか、切磋琢磨と言われると、少し学校の側としては、そうかなと思っているんですけど。

委員

今、仰ったとおり、学校のメリットというのは、親の側からすると、小学校と中学校と学校に求める評価というか、メリットとは多少違うなと思っているんです。小学校の場合には、学校そのものの評価を感じて選ぶということはないと思うんですが、中学校の場合には、主にクラブ活動になるんですけど、このクラブについては、この中学校、このクラブについてはこの中学校という対象が、かなり限定される場合がありますよね、例えばバスケット、子どもが小学校でミニバスケットをやっているから、中学校でもバスケットをやりたい、だけど受け入れる側が、中学校にはバスケットボール部がない、あるいはサッカーをやっているんだけどサッカー部がないとかですね、そういった現実的な問題が出てきますので、中学校の場合はそういうことで選択をする基準というのが、親側として見えてくる。小学校の場合には、どの学校でも平等に同じ、公平に、同じ教育がなされるべきであろうという期待が強いので、どの学校を選んでも大丈夫と。ただ、選ぶ場合に通学の距離だとか安全性だとかということが、選ぶ基準になってくるかなということなので、選択制のメリットということになると、小学校の場合は、隣接を選ぶこと、それから中学校の場合には、ある程度広いブロック制なり、全体から自由選択制ということに、親としての期待はあるのかなと思うんですけどね。小学校と中学校は、そういう意味でちょっと違うのかなという気がしますね。

委員

選択制も全くのフリーにするのか、どういう形にするかによってメリットも変わってくると思うんですけども、特色ある学校づくりというのは、先生方が 7 年単位くらいで異動する中で、先生が発信する特色というのは、難しいと思うんですよ。どうしても学校は固定ですので、やっぱり地域色的な特色ということになってくるのかなと思います。また、保護者の学校教育の関心が高まる、これは全く変わらないと思うんですけど、学校給食の

導入とかですね、そういうのを取り入れるなかで、どんどん保護者の責任が薄まっていくような感じがするんですよね、で、例えば保護者が安心する学校へ子どもが送り込むことができるようになれば、保護者は余計にノータッチの方向に進むんじゃないかなというふうに思います。で、学校が切磋琢磨ということになっていきますけど、これは現在の先生方に大変失礼な項目だなと思うんですけど、本当にいろんな規制とういか綱がかかっているなかで、ほんとに学校の先生方はよくやっているといると思うので、ちょっとどういふことが言いたいのかよく分からないんですけどね。結論付けることはまだ早いでしょうけど、やっぱりこの指定外就学の緩和で、学校選択制はなくていいんじゃないかなというふうなのが、最終的にそこに落ち着くのではないのかな。

委員

先程仰ったことで、小学校ということで、自分の子どものこととか考えてみたんですけども、やはり数字で成果を上げるというのは、公の教育で必要な高校とか塾とかではないので、それは本当に危険な考えだと私も思いました。本当に出来るお子さんばかりだといいいんですけど、例えば塾だと、そういうことが普通に、あたりまえのようにやってらっしゃるかもしれないんですけど、やはり、出来ないというのは失礼かもしれないんですけど、勉強とかスポーツが苦手なお子さんもたくさんいらっしゃいますし、前回の障がいのあるお子さんとかも、やっぱり地域にはいらっしゃいますので、そういうお子さんを排除するような考えは、義務教育ではあってはならない事だと切に感じました。だから、勿論開かれた学校づくりとか、そういう事は情報発信して頂くということは凄く大事だとは思いますが、数字であげるというのはどうかと、それだったら、出来る子を集める、どこの学校もそういうことになってしまいがちに、もし悪い方に考えるとそういう風になってしまうのではないかという心配もありますし、あと、この指定外就学と学校選択制は、根本的なことからいろいろ違うと思うんですけど、私の個人的な意見だと、文部科学省が定める、この 1、2、3 番あたりでいじめ対応や通学の利便性や部活動のことで広げていただく、あといくつかあるかもしれないんですけど、個人的には指定外就学の方がいいかと思います。学校選択制にすると、やはり口コミや噂とかで、ここの学校は、荒れているからよくないとか、そういうので、ここの学校はやめよとか、特にお母さんがたの情報って、そういうがあるので、例えば A 中学校は荒れてるから止めようとか、B 中学校に皆で申し込もうとか、やっぱりそういうことになりがちというか、やっぱり考えられる懸念の一つだと思いますし、あと抽選で選ぶというのも、私ちょっとどうかと思うんですけど、例えば学校選択、選ぶとして、ここの学校どうしても行きたいというお子さんから、別にどっちでもいいけど一応申しこんどこかみたいなの、やっぱりいろいろ理由があると思うので、ただ、どっちでもいいけど申し込んだらいいかっていう人が、凄く行きたいのに行けなくて抽選で落ちたというの、ちょっと不公平かなというのを感じておりました。

委員

それぞれの他都市の上げるメリットなんですけれど、これは、あくまでも外部からみた選択制のメリットだと思います。実際に肝心な子どもにとって、学校選択制のメリットがあまり書かれていないのが、ちょっとどうなのかなということを私も思います。子どもにとって、学校選択制というのは、自分の行きたい学校に行けるだけなんか、それがメリットなのかなと、意味がよく分からないんです。選択して、それによって一人一人の子どもにとって、様々な子どもの個性というのがあるはずなんです。スポーツが得意な子ども、勉強が得意な子ども、読書が好きな子ども、様々あっていいと思うのです。そしたら、学校選択制を選ぶことによって、その一人一人の子どもにとって、どれだけ向上心や様々な取り組みとか、いろいろなことが、そのメリットがあるのかどうかというのは、なかなか出てこないのは、私としてはどうかと思います。あくまでも、学校選択制は、子どもの問題ということで、子ども及び保護者の問題であれば、子ども及び保護者の目線にたったメリットがもう少し出てきてもいいのかなと思っています。あくまでも、学校とか外から見たメリットが語られることが多いので、本当に子どもにとってどうなのかということは、もう少し掘り下げて検討されるべきかなとは思っています。

委員

中学校ね、前も申し上げましたけど、実際、選択をされる立場にね、いわゆる私立の中学校をそのタイミングで選ぶかどうかということがあって、自分の学校があまり芳しくない場合ですね、私学の方へたくさん行かれるというのは数字として出てきますから、現実には選択にさらされることもあるんですけど、やっぱり学校選択という制度をほんとうに取り入れてしまうと、何かの加減でその学校の状況が悪くなった、それを立て直すためにいろいろ努力をするということ、それは勿論、地域の力を借りたりとかね、保護者の理解を得てやっていくのも凄く大きな大事な営みと思うんですけど、ところがこの制度になってしまうと、それはもう行かさないでおこうと、少しく短絡的になってしまうと思うんですね。ですから、学校選択制のメリットとは何かというと、大きなパッケージがあって、やっぱり競争の導入がきているんです、良い学校とそうでない学校みたいなものをはっきりさせていって、で、選択というふうな形での評価に晒すことによって、それが結果として、ここには切磋琢磨となっておりますけれども、それは、実は活性化になるんだという考え方ですね。そういう理念を持っているように思うんでね、だから中学校の場合は、多分この三つ以外に何の理由かといったら、荒れているなあというのがあったり、それからその次は、やっぱり進学率であったりとかね、結局、塾とか、私立の中学校とかと同じような、半分民営的なイメージをやっぱり目指すための一つの制度、仕組、仕掛けであるのかなと。

だから、ここに書いているような特色であるとか、学校教育の関心とか、これは、もう今の状況でも努力したらできることで、そのとおりなんでね、切磋琢磨することという言葉になっていますけれど、やっぱり競争というのが、一番大きい学校選択制の手腕では

ないのかと思うんですけれどね。

委員

港区では、学校フォーラム以降は、5月から7月の段階で一応PTAを中心にアンケートを取るために、いろんな校区で説明をした時に、あくまでも学校選択制というのは、これは、他都市のメリットであって、これが必ずしもメリットになるかどうかというのは言えませんということは言っています。というのは、今仰るように、このメリットというのは、ほとんど大体、現状、学校で行われていることですね、切磋琢磨イコール活性化というのは、また違う話だと思っています。だから逆に切磋琢磨せずに、しなくても学校を活性化できる方策はあると思っています。だから競争だけが活性化の方策ということではないと思っています。だから、結局私立学校が何で選ばれるのかと言ったら、いじめがない。で、ある程度実績が出てくる。学校も私立学校も中学校も、やっぱり実績によって皆さんに評価される。評価するのは何かと言ったら、数字です、進学だったり、いじめがないとか、皆さんが真面目であるとか、そういう事で、その学校に行けば、進学、いい学校へ進める、いじめがないとか、実際はどうか分かりませんが、そういうことで評価されるということが大きいと思います。だから、例えば切磋琢磨というのは、いろいろな意味で捉えることができると思いますよ。例えば、スポーツの問題、スポーツもありますし、特に個人的に関心を持っているのは、読書習慣をつけるとか、新聞を活用した様々なそういう読解力をつけるとか、そういうことで、子どもにはその切磋琢磨というのはできるし、学校の活性化というのは図れると思いますので、あくまでも、予算をつけて成果を出したから切磋琢磨ができるし、競争力が活性化されるというものではないと思います。だから、学校によって、取り組みで、どれが活性化がでるのかというのを少し学校独自で考えてもらって、学校の先生だけではなく、保護者あるいは地域の方といろいろな話をされて、そしたらうちの学校では、どういうことを目標にどういうことを地域と一緒に連携して切磋琢磨をしていく、こういったテーマで打ち出していくとか、そういうことは、ただ単に学力のある、なしに関わらず、様々なところですね、活性化が図れるんじゃないかなと思います。特に、僕は、子どもの読書離れ、ちょっと状況は分かりませんが、読書離れというなかで、もう一度やっぱり小中学校の図書室の活用とか、読み聞かせとか、ゲストティーチャーを呼んできて、読書の楽しさとか、そういう事によって学校の切磋琢磨というんですか、活性化が図られるように思います。その取り組みのなかで切磋琢磨というのは、生まれてくるんじゃないかと思っています。

委員

学校で一番重要な特色というのは一人一人の生徒に先生が目が行き届くっていうのが一番大事だと思うんですけど、そういった中で、前回、仰っていた、小中連携で小学校からこういう子どもたちが上がってくる情報が事前にあるというのと、ないのとでは大きな違

と思うんですね、事前にその情報がもらえる、小中連携というのが、今本当に安定してきて、形になって良い状況ですので、あと3年、4年は、いじらないでほしいというのは、現状ではないのかなと思いますね。

委員

それは感じますねえ、せっかくここまで来たのに。

委員

やっぱり子ども一人一人がどんなふうに良く育っていくかということを考えた時に、その子に選ばせるという、その一つを実現させるためにこれだけ影響が大きいというのが、今聞いていて思うんです。選べる事、自由に選べることを実現するための学校選択制なんですけど、それによって、いろいろ失われるものが多いだろうなって、切実な思いも削られたりとか、学校の先生も手間をとられる、下の子たちの今までの情報共有も出来なくなる、色々なことが、凄く心配材料が多いと思ったので、ただ今、時代としたら、例えば共通テストで、全部点数開示したらいいんじゃないかとか、そういうふうに動いていてきているものがありますので、それもじっくり見ながら、もし、違う意見があるならやっぱり言って頂きたいです。

ファシリテーター

それでは今日はこれでよろしいでしょうか。

一同

どうもありがとうございました。

終了